

# おしらせ版

268

No.926  
平成28年8月15日

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課  
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

## 第三者行為による交通事故などにあつた場合は まず連絡を！

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、国保（市町村）または後期高齢者医療制度が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

したがって、第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに国保または後期高齢者医療制度の担当窓口にご連絡ください。

## 第三者行為による事故にあつてしまったら？

- 国保または後期高齢者医療制度の担当窓口へ速やかに連絡しましょう。
- 小さな事故でも警察に連絡しましょう。（ゴルフ場・スキー場では管理事務所へ）
- 相手（加害者）の住所・氏名・電話番号など身元を確認しましょう。
- 交通事故では、相手（加害者）の運転免許証・車検証・自動車損害賠償責任保険の証明書などを確認しましょう。
- どんな軽いケガでも医師の診察を受けましょう。
- 医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを正しく伝えましょう。
- 相手の主張に安易に同意することはやめましょう。

### 示談を結ぶ前にご連絡ください

国保または後期高齢者医療制度の担当窓口へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国保または後期高齢者医療制度が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず担当窓口へご連絡ください。

### ■業務中の事故などが原因のときは…

国民健康保険または後期高齢者医療制度が適用されるのは、業務外によるケガや病気の場合です。したがって、業務中や通勤途中の事故の場合等は、**労災保険の対象となり、保険証を使っての受診はできません。**詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

※お勤め先の事業所によっては、労災保険の対象とならない場合があります。

安価で安心  
ジェネリック医薬品を  
上手に活用しましょう



【担当窓口・問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）